

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	子育て総合支援センター
委託業務名	地域子育て支援拠点事業（一般型）実施業務委託
委託業務場所	大津市穴太二丁目21番15号
概要	常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する。
契約期間	令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで
契約年月日	令和5年 4月 1日
契約金額	4,667,000 円
契約の相手方	[所在地] 大津市穴太二丁目21番15号 [名称] 社会福祉法人 穴太福祉会
契約相手方の選定理由	平成17年3月、大津市次世代育成支援行動計画「大津っ子子育て応援プラン」の重点プロジェクトに「子育て総合支援センターの整備プロジェクト」を位置づけ、大津市内7ブロックに1か所ずつ地域子育て支援拠点を設置する計画を立てた。各ブロックの整備を検討する中、中北部ブロックにおいて社会福祉法人穴太福祉会は、国庫補助金を用いて親子が気軽に集えるスペースを園内に確保し、平成6年度から独自で子育て支援に取り組むとともに、地域に密着した活動を行っており、地域子育て支援センターとしての実績があったため中北部地域を担う拠点施設として当法人に業務を委託した。当該業務については、その契約内容が、特定の地域ごとに地域子育て支援拠点として定めて事業を委託するもので、目的が競争に適さないものである。また、契約相手方については、従来からの中北部地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められ、当該業務を受託できる唯一の法人である。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意)
- 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。